

倉敷市建設工事等請負契約入札参加業者等選定要領

平成9年6月1日 制定

最終改正 令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、倉敷市財務規則（昭和42年倉敷市規則第22号）又は倉敷市工事執行規則（昭和49年倉敷市規則第16号）に基づき建設工事等の請負契約を締結する場合の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）並びに随意契約の相手方とする者の選定について必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 入札者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基本方針とする。

- (1) 建設工事にあつては倉敷市建設工事請負契約競争入札参加資格に関する要綱（平成元年倉敷市告示第207号。以下「参加資格要綱」という。）第7条の規定による入札参加資格を有する者から、測量及び建設コンサルタント業務等にあつては倉敷市測量、建設コンサルタント業務等委託契約競争入札参加資格に関する要綱（平成元年倉敷市告示第208号）第6条の規定による入札参加資格を有する者から、それぞれ選定すること。
- (2) 前号の入札参加資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）の選定に当たっては、建設工事等の施行及び契約の履行が確実かつ有利な者を入札者として選定すること。

(入札参加業者選定基準)

第3条 入札者のうち建設工事に係る指名競争入札に参加する者については、別表第1の種別の欄に掲げる発注工事の種別ごとに、同表の設計金額の欄の区分に応じ、同表の入札参加資格者の欄に定める格付を有する者から選定すること。ただし、特に必要と認められるときは、市長が別に定めるところによるものとする。

- 2 特許その他の特殊な技術を要する建設工事及び継続事業等の工事で施工上やむを得ないときは、前項の規定にかかわらず、条件を満たす入札参加資格者を入札に参加させることができる。
- 3 測量及び建設コンサルタント業務等における入札者は、専門的技術者等の状況を考慮し選定すること。

4 入札者の選定に当たっては、次に掲げる事項を別表第2により十分審査し、選定するものとする。

- (1) 経営能力、不誠実な行為の有無その他信用状況
 - (2) 工事成績
 - (3) 手持ち工事等の状況
 - (4) 技術者の状況
 - (5) その建設工事に対する地理的条件
 - (6) その建設工事等の施行についての技術的適性
 - (7) 安全管理の状況
 - (8) 労働管理の状況
 - (9) 地場産業の振興
- (入札者数)

第4条 指名競争入札において指名する入札者の数は、原則として、別表第3の設計金額の欄に掲げる設計金額に応じ、同表の入札者数の欄に掲げる入札者数とする。ただし、工事に対する地理的条件、工事等の施行についての技術的適性その他の事情を勘案し、必要であると倉敷市建設工事入札指名等委員会（以下「委員会」という。）において了承されたときは、入札者数を減ずることができる。

(地区要件の設定)

第5条 入札者のうち建設工事に係る一般競争入札に参加する者については、第3条第1項及び第2項の規定を準用し、発注業種が土木一式工事、建築一式工事又は解体工事の場合で設計金額が別表第4に掲げる設計金額区分に該当する場合には、別表第4に掲げる種別及び設計金額区分別の地区区分の分類に対応した別表第5に掲げる地区区分により、工事場所の属する地区と同一の地区内に営業所（参加資格要綱に基づき登録された契約締結先となる営業所をいう。）を有する者から選定すること。ただし、特殊工事、災害復旧工事その他これにより難い事由がある場合は、この限りでない。

(随意契約の相手方)

第6条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号から第2号まで及び第5号から第7号及び第9号の規定に基づく随意契約の相手方の選定については、

第2条及び第3条第4項の規定を考慮して選定する。

(選定の手続)

第7条 入札者の選定に当たっては、委員会で調査審議を経た上で厳正に行うこととする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表第 1（第 3 条関係）

種 別	設計金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）	入札参加資格者
土木一式工事及び 建築一式工事	3, 0 0 0 万円以上	特 A
	2, 0 0 0 万円以上 4 億円未満	A 上
	1, 5 0 0 万円以上 2 億円未満	A 下
	5 0 0 万円以上 1 億円未満	B
	6, 0 0 0 万円未満	C
	3, 0 0 0 万円未満	D
	1, 0 0 0 万円未満	E
舗装工事	全金額	A
	5, 0 0 0 万円未満	B
	1, 5 0 0 万円未満	C
その他の建設工事	全金額	A
	5, 0 0 0 万円未満	B
	1, 5 0 0 万円未満	C

別表第 2（第 3 条関係）

入札参加業者選定基準の留意事項	
1 経営能力, 不誠実な行為 の有無その他 信用状況	次の事項に該当する場合は、選定しないこと。 (1) 倉敷市建設工事等請負業者指名停止要領（以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止又は指名留保の期間中であるとき。 (2) 本市発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められるとき。 ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。 イ 一括下請、下請け代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請け契約関係が不適切であることが明確であること。 (3) 倉敷市建設工事等暴力団対策会議設置要綱に基づく指名除外の期間中であるとき。 (4) 破産の申立がなされたこと、銀行取引の停止を受けたこと等経営状態が著しく悪化していると認められるとき。会社更生法又は民事再生法の適用を申請した者にあつては、それぞれの法に基づ

	く裁判所からの更生又は再生計画認可決定がされるまでの間。
2 工事成績	工事成績等が優良であるかどうかを総合的に判断すること。
3 手持ち工事等の状況	(1) 当該地域における工事の手持ち状況からみて、当該工事を施行する能力があるかどうかを総合的に判断すること。 (2) 予定価格が2億円以上の工事における入札者の選定にあたっては、同一年度内に予定価格が2億円以上の工事を3件落札した者は当該年度内は選定しないものとする。（ただし、特殊な工事等の場合は除く。） なお、共同企業体を結成し落札した工事については、予定価格に当該共同企業体を構成する各構成員の出資割合を乗じて得た額をもって、各構成員が落札した予定価格とみなすものとする。
4 技術者の状況	発注予定工事等の種別に応じて、その工事等を施行するに足りる技術者が確保できると認められること。また、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）で定める金額以上の建設工事については、主任技術者又は監理技術者（監理技術者資格証の交付を受けた者に限る。）は、工事現場毎に専任の者であること。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者については、専任を要しない。
5 その工事に対する地理的条件	建設業法上の許可を受けている本店、支店又は営業所の所在地及びその地域での工事实績等からみて、その地域における工事の施工特性に精通し、工事の種別、工事規模等に応じてその工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できているかどうかを総合的に判断すること。
6 その工事等の施行についての技術的適性	次の事項に該当するかどうかを総合的に判断すること。 (1) その工事等と同種工事等についての施行実績があること。 (2) その工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。 (3) 地形、地質等自然条件、周辺環境条件等その工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。 (4) 完成工事高のうち、下請に出した比率が極端に高い場合は、慎重に技術的適性を判断すること。 (5) 本市発注工事の額が9千万円以上の場合は、特定建設業の許可を受けている業者とすること。
7 安全管理の状況	(1) 指名停止要領に基づく指名停止期間中である場合は、選定しないこと。 (2) 本市発注工事について安全管理の改善に関し労働基準監督署等から指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められる

	ときは選定しないこと。 (3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に判断すること。 (4) 本市発注工事において過去2年間に労働災害を発生させたことがある業者を選定する際には、安全管理の改善措置等が十分に行われているかどうかを総合的に判断すること。
8 労働管理の状況	(1) 賃金不払に関する関係機関等からの通報が市長に対してあり、その状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは、選定しないこと。 (2) 本市発注工事において建設業退職金共済組合の証紙の購入及び貼付が十分かどうかを総合的に判断すること。 (3) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み、表彰を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。
9 地場産業の振興	地場産業の発展及び市内業者の育成の観点から市内に建設業法上の本店、支店又は営業所等がある場合は十分尊重すること。

別表第3（第4条関係）

設計金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）	入札者数
1億円以上	15者
1,000万円以上1億円未満	12者
1,000万円未満	10者

別表第4（第5条関係）

種 別	設計金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）	地区区分の分類
土木一式工事	6,000万円以上1億円未満	大分類地区
	2,000万円以上6,000万円未満	中分類地区
	1,000万円以上2,000万円未満	小分類地区
建築一式工事	2,000万円以上1億円未満	大分類地区
	1,000万円以上2,000万円未満	中分類地区
解体工事	1,000万円以上5,000万円未満	大分類地区

別表第 5（第 5 条関係）

地区区分			区 域
大分類地区	中分類地区	小分類地区	
倉敷地区	倉敷地区	倉敷①地区	阿知1丁目、阿知2丁目、阿知3丁目、鶴形1丁目、鶴形2丁目、本町、東町、川西町、稲荷町、南町、白楽町、老松町1丁目、老松町2丁目、老松町3丁目、老松町4丁目、老松町5丁目、田ノ上、田ノ上新町、安江、八王寺町、大内、川入、日吉町、石見町、寿町、北浜町、日ノ出町1丁目、日ノ出町2丁目、浜ノ茶屋、浜ノ茶屋1丁目、浜ノ茶屋2丁目、浜町1丁目、浜町2丁目、昭和1丁目、昭和2丁目、幸町、美和1丁目、美和2丁目、大島、福島、平田、酒津、水江、中庄、中庄団地、黒崎、鳥羽、徳芳、羽島、二日市、加須山、倉敷ハイツ、有城、亀山、帯高、西坂、浅原、生坂、三田、西岡、祐安、宮前、青江、西田、五日市、中帯江、早高、高須賀、上東、下庄、栗坂、松島、二子、山地、西尾、日畑、矢部、庄新町
		倉敷②地区	中央1丁目、中央2丁目、船倉町、向山、新田、沖、沖新町、堀南、西中新田、笹沖、吉岡、浦田、福井、東富井、西富井、上富井、四十瀬、中島、黒石、八軒屋、粒浦、東粒浦、粒江、粒江団地、西阿知町、西阿知町西原、西阿知町新田、片島町、藤戸町天城、天城台1丁目、天城台2丁目、天城台3丁目、天城台4丁目、藤戸町藤戸、茶屋町、茶屋町早沖
児島・水島地区	児島地区	児島地区	児島味野1丁目、児島味野2丁目、児島味野3丁目、児島味野4丁目、児島味野5丁目、児島味野6丁目、児島駅前1丁目、児島駅前2丁目、児島駅前3丁目、児島駅前4丁目、児島味野城1丁目、児島味野城2丁目、児島味野上1丁目、児島味野上2丁目、児島味野山田町、児島味野、児島味野城山、児島赤崎、児島赤崎1丁目、児島赤崎2丁目、児島赤崎3丁目、児島赤崎4丁目、児島阿津1丁目、児島阿津2丁目、児島阿津3丁目、児島元浜町、菰池、菰池1丁目、菰池2丁目、菰池3丁目、児島小川町、児島小川1丁目、児島小川2丁目、児島小川3丁目、児島小川4丁目、児島小川5丁目、児島小川6丁目、児島小川7丁目、児島小川8丁目、児島小川9丁目、児島小川10丁目、下津井、下津井1丁目、下津井2丁目、下津井3丁目、下津井4丁目、下津井5丁目、下津井吹上、下津井吹上1丁目、下津井吹上2丁目、下津井田之浦、下津井田之浦1丁目、下津井田之浦2丁目、大島、大島1丁目、大島2丁目、児島柳田町、児島稗田町、児島通生、児島塩生、児島宇野津、児島上の町、児島上の町1丁目、児島上の町2丁目、児島上の町3丁目、児島上の町4丁目、児島下の町、児島下の町1丁目、児島下の町2丁目、児島下の町3丁目、児島下の町4丁目、児島下の町5丁目、児島下の町6丁目、児島下の町7丁目、児島下の町8丁目、児島下の町9丁目、児島下の町10丁目、児島田の口、児島田の口1丁目、児島田の口2丁目、児島田の口3丁目、児島田の口4丁目、児島田の口5丁目、児島田の口6丁目、児島田の口7丁目、児島唐琴町、児島唐琴1丁目、児島唐琴2丁目、児島唐琴3丁目、児島唐琴4丁目、児島由加、児島白尾、林、木見、串田、尾原、曾原、福江

	水島地区	水島地区	水島相生町，水島東寿町，水島西寿町，水島東弥生町，水島西弥生町，水島東栄町，水島西栄町，水島東常盤町，水島西常盤町，水島東千島町，水島西千島町，水島福岡町，水島南亀島町，水島北亀島町，水島明神町，神田1丁目，神田2丁目，神田3丁目，神田4丁目，水島高砂町，水島青葉町，水島南幸町，水島北幸町，水島南春日町，水島北春日町，水島南緑町，水島北緑町，水島東川町，水島南瑞穂町，水島北瑞穂町，水島海岸通1丁目，水島海岸通2丁目，水島海岸通3丁目，水島海岸通4丁目，水島海岸通5丁目，水島西通1丁目，水島西通2丁目，水島中通1丁目，水島中通2丁目，水島中通3丁目，水島中通4丁目，水島川崎通1丁目，福田町浦田，福田町福田，福田町古新田，北畝1丁目，北畝2丁目，北畝3丁目，北畝4丁目，北畝5丁目，北畝6丁目，北畝7丁目，中畝1丁目，中畝2丁目，中畝3丁目，中畝4丁目，中畝5丁目，中畝6丁目，中畝7丁目，中畝8丁目，中畝9丁目，中畝10丁目，福田町南畝，南畝1丁目，南畝2丁目，南畝3丁目，南畝4丁目，南畝5丁目，南畝6丁目，南畝7丁目，松江1丁目，松江2丁目，松江3丁目，松江4丁目，福田町東塚，東塚1丁目，東塚2丁目，東塚3丁目，東塚4丁目，東塚5丁目，東塚6丁目，東塚7丁目，福田町広江，広江1丁目，広江2丁目，広江3丁目，広江4丁目，広江5丁目，広江6丁目，広江7丁目，広江8丁目，呼松町，呼松1丁目，呼松2丁目，呼松3丁目，潮通1丁目，潮通2丁目，潮通3丁目，連島町連島，連島1丁目，連島2丁目，連島3丁目，連島4丁目，連島5丁目，連島中央1丁目，連島中央2丁目，連島中央3丁目，連島中央4丁目，連島中央5丁目，連島町矢柄，連島町亀島新田，亀島1丁目，亀島2丁目，連島町西之浦，連島町鶴新田，鶴の浦1丁目，鶴の浦2丁目，鶴の浦3丁目
玉島・船穂・真備地区	玉島・船穂・真備地区	玉島地区	玉島上成，玉島，玉島1丁目，玉島2丁目，玉島3丁目，玉島乙島，玉島阿賀崎，玉島阿賀崎1丁目，玉島阿賀崎2丁目，玉島阿賀崎3丁目，玉島阿賀崎4丁目，玉島阿賀崎5丁目，玉島中央町1丁目，玉島中央町2丁目，玉島中央町3丁目，玉島柏島，玉島柏台1丁目，玉島柏台2丁目，玉島柏台3丁目，玉島柏台4丁目，玉島柏台5丁目，玉島勇崎，玉島爪崎，新倉敷駅前1丁目，新倉敷駅前2丁目，新倉敷駅前3丁目，新倉敷駅前4丁目，新倉敷駅前5丁目，玉島長尾，玉島八島，玉島道越，玉島富，玉島道口，玉島黒崎，玉島黒崎新町，玉島陶，玉島服部
		船穂・真備地区	船穂町船穂，船穂町水江，船穂町柳井原，真備町川辺，真備町岡田，真備町辻田，真備町市場，真備町有井，真備町上二万，真備町下二万，真備町箭田，真備町尾崎，真備町妹，真備町服部